

# 大元ウルスの樞密院所轄屯田

矢澤知行

(東洋史学研究室)

## はじめに

13～14世紀の大元ウルス（元朝）では、その広大な版図を覆い尽くすように屯田が設置された。その人員構成や耕地の由来、経営や管理の実態などについては、研究が徐々に積み重ねられてきており<sup>1</sup>、一定の輪郭が形成されつつある。しかし、大元ウルスの兵制における屯田政策の位置づけについては、現時点で必ずしも十分に解明されているとはいえない。当時の政治的背景に留意しつつ、ある特定の地域や管轄下の屯田に焦点を絞った個別的な研究は端緒についたばかりなのである<sup>2</sup>。本稿では、大元ウルスに広く展開した屯田のうち、軍事をつかさどる樞密院の管轄下に置かれていた諸々の軍屯について、その設置過程や分布状況、政治的背景などを考察することにより、大元ウルスが兵制の一環として屯田政策を実施した意義を明らかにしたい。

## 第1章 世祖クビライ期成立の侍衛親軍諸衛と屯田

大元ウルスの中枢部であった腹裏において、本格的な屯田が初めて設置され、制度として確立される端緒となったのは、世祖クビライ（在位1260～1294）が即位して間もない中統三年（1262）のことであった。その翌年の樞密院設置を皮切りに軍制機構の整備が軌道に乗ると、屯田は、中央は各衛に、地方は各行省にことごとく設置され、軍内の兵站部門の充実が図られた。とくに世祖クビライ在位中は屯田の設置が全国的に推進された時期であった。そして、陸続と設置されたこれらの屯田を管掌するため、軍屯には屯田萬戸府や千戸所などが、民屯には屯田總管府などがそれぞれ設けられ、軍屯と民屯を分掌しつつ組織面の整備が進められたのである。

本稿で研究の対象として取り上げるのは、こうした種々の屯田のうち、大元ウルスの軍制官庁であった樞密院の管轄下に置かれたものである。それらの屯田はみな大都に近い腹裏に設置された軍屯であり、また、大カアンの宿営をつかさどる侍衛親軍の諸衛に属するものが大半を占めていた。したがって、大元ウルスの軍制機構の中枢部を、兵站制度という側面から考察することも、本稿が企図するところである。

大元ウルスの侍衛親軍は、樞密院の管轄のもと、“宿衛扈從を掌り、屯田を兼ねる<sup>3</sup>”ことを任務とし、大カアンの軍事活動の肝要な部分を担った。世祖クビライ即位の中統元年（1260）に当初は武衛軍として成立し、至元元年（1264）には前代に倣って侍衛親軍と改称した。侍衛親軍の成立過程や軍の構成については、井戸一公氏による一連の緻密な研究があり<sup>4</sup>、ケシク（怯薛）

大元ウルスの樞密院所轄屯田

やタンマチ（探馬赤）との関係を含めて、その概容は明らかにされた。氏によれば、初期の侍衛親軍の右衛・左衛・中衛は、クビライの即位直後に漢軍の精鋭を編成して成立したものであり<sup>5</sup>、その後、南宋の滅亡と同年（1279）に設けられた前衛・後衛は、新附軍の精鋭を編成し、従来の漢軍と併せて成立したものであった<sup>6</sup>。そして、順帝トゴン・テムルの時期までに、武衛・忠翊侍衛・宗仁衛など三十数衛が次々と設けられ、大カアンによる中央集権化を側面から強化する役割を果たしたのである。

表1：樞密院所轄屯田一覧（立屯年代順）

#	名称	年	立屯地	頃数	人数	畝/人
A	左衛屯田	1262	東安州南・永清縣東	1310.65	2000	65
	右衛屯田	1262	永清縣・霸州益津縣	1310.65	2000	65
	中衛屯田	1267	武清・香河・寶坻→河西務・荒莊・楊家口・青臺・楊家白	1037.82	2000	51
B	前衛屯田	1278	霸・涿・雄三州益津・文安・新城、霸州・保定・涿州	1000.00	2000	50
	後衛屯田	1278	永清縣・霸州→昌平縣之太平莊→永清縣・霸州	1428.14	2000	71
C	武衛屯田	1281	涿州・霸州・保定之定興、廣備・萬益等六屯	1804.45	3000	60
D	左翼屯田萬戸府	1289	會川縣滄州・清州、大都路霸州・河間	1399.52	2051	68
	右翼屯田萬戸府	1289	大都之武清縣、保定之新城縣、瀋州・雄州、+武清縣崔黃口	699.50	1540	45
E	左・右欽察衛屯田	1287	清州等處	656.00	1942	33
F	忠翊侍衛屯田	1292	大同平地・朔州馬邑・燕只哥赤斤・紅城→古北口・太平莊・白草→紅城	2000.00	4000	50
G	左衛率府屯田	1308	大都路瀋州武清縣、保定路新城縣	1500.00	3000	50
H	宗仁衛屯田	1322	薊州大寧路七金山	2000.00	5000	40
I	龍翊侍衛屯田	1328	文安	300.00	800	38
J	宣忠屬衛屯田	1330	大都北	100.00	10000	1

\* 典拠：『経世大典』序録・屯田、『元史』卷100兵志・屯田。  
\* 表中の記号「→」は移屯，「+」は増置を示す。

表2：侍衛親軍の諸衛と屯田千戸所数

#	名称	行軍千戸所数	屯田千戸所数	屯田百戸所数
A	左衛	10	2	40
	右衛	10	2	40
	中衛	10	2	40
B	前衛	10	2	40
	後衛	10	1[2]	40
C	武衛	7	6	60
D	左翼屯田萬戸府	0	8	59
	右翼屯田萬戸府	0	4	52
E	左欽察衛	10	1	10
	右欽察衛	18	2	20
F	忠翊侍衛	10	2	40
G	左衛率府	10	3	60
	右衛率府	5	—	—
H	宗仁衛	20	4	40
I	龍翊侍衛	9	1	22
J	宣忠屬衛	—	—	—
K	左都威衛	1[2]	2	40
	右都威衛	5	2	7
	右阿速衛	7	—	—
	左阿速衛	—	—	—
	康禮衛	—	—	—
	貴赤衛	16	—	—
	虎賁親軍 宣鐵侍衛	6 —	— —	— —

\* 典拠：『元史』卷86・卷89百官志。  
\* [ ] 内は推定値。

さて、樞密院所轄の屯田については、『経世大典』序録・屯田および『元史』巻100兵志・屯田に、左衛屯田・右衛屯田をはじめとして計14の記載がある。それらの屯田は基本的に侍衛親軍の諸衛に対応して設置されたものであり、各衛の兵站活動を充実させることを目的としていた。その一覧を表1に示した。また、『元史』百官志には、侍衛親軍の官員構成と屯田千戸所数の配分が記されており、各衛において屯田の占めていた割合を知ることができる。その詳細を表2に示した。

以下、表1および表2の通し番号A~Kと対応させながら、侍衛親軍の諸衛と屯田について考察を進めていきたい。なお、A~Fが世祖クビライ期に成立したもの、G~Jがそれ以後、すなわち成宗テムル期以降に成立したものである。また、表2のKは、本稿で論及したその他の諸衛を列挙した項目である。

### A. 左衛屯田・右衛屯田・中衛屯田

1260年代に設置された左・右・中衛の屯田は、大元ウルスの屯田として最も早期のものであった。即位してまもない世祖クビライが、アリクブケとの争いや李璘の反乱を克服しながら諸体制を整えていった時期のことである。

表1のように、これら三衛の屯田は、いずれも意図的に人数が2000人に揃えられていた。屯田の規模についても、左・右衛が1310.65頃、中衛が1037.82頃と、いずれも軍人一人あたりの畝数が50畝超となるように調整されていた。“J. 宣忠扈衛屯田”を除けば、一人あたりの畝数は概ね50畝前後であり、それが屯田設置の際の標準的な数値だったものと推測できる<sup>7</sup>。これは大元ウルスの他地域の屯田についてもおよそいえることである<sup>8</sup>。

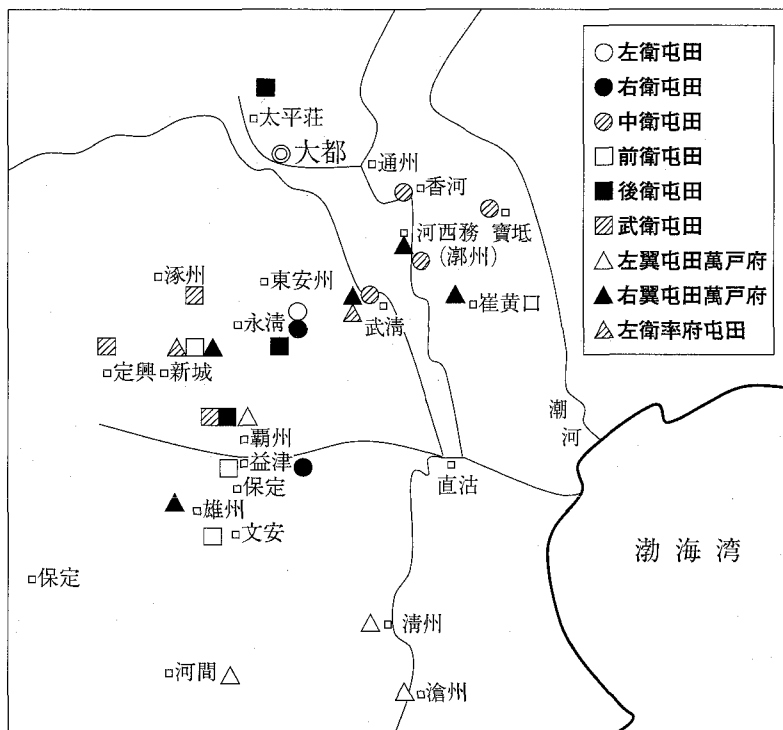


図1：主な樞密院所轄屯田の分布

図1のように、これらの屯田の立屯地はいずれも大都の南もしくは南東に位置していた。左衛屯田と右衛屯田が永清を介して隣接しているのは、元来、左衛と右衛が同一の母体、すなわち武衛軍であったことに由来するものと思われる。なお、永清は、侍衛親軍の成立に大きく関わっていた史氏一族の出身地であったことも注目に値する<sup>9</sup>。史氏の系統に属する漢人部隊の兵士の多くが大都南方の出身であったとしたなら、その家族が永清やその周辺に集中していた可能性が高く、それらを基盤として侍衛親軍の兵站供給のための根拠地を築いたものと考えられる。

また、『元史』巻100兵志・屯田・樞密院所轄屯田には、中衛屯田に関して次のように記されている。

中衛屯田：世祖至元四年，武清・香河等の縣に於いて置立す。十一年，各屯の地界，相去ること百餘里にして，往來の耕作不便なるを以て，河西務・荒莊・楊家口・青臺・楊家白等處に遷す。

至元四年（1267）の設置当初は武清・香河・寶坻<sup>10</sup>などに立屯したが，至元十一年（1274）に，各屯の境界が離れていて往来が不便のために河西務などに移屯したという。武清・香河・寶坻はいずれも大都の南東にあたり，たしかに三所間の距離はあわせて“百餘里”に達している。移屯した先である河西務は，およそ三所の中心に位置するから，この移屯措置は，各地に分散していた中衛屯田の立屯地をできるだけまとまった範囲に集中させて便宜を図ろうとしたものであろう。

ところで，左・右・中衛と各屯田の設置年代についても一瞥しておきたい。『元史』巻86百官志や巻99兵志・宿衛によれば，武衛軍が成立したのは中統三年（1262），それが分立して左衛・右衛・中衛として整備されたのは至元八年（1271）とある。しかし，侍衛親軍の前身にあたる武衛軍の成立については，井戸氏の指摘する通り中統元年（1260）のクビライ即位直後とみるのが正確であるから<sup>11</sup>，中統三年における左衛屯田と右衛屯田の設置は，武衛軍を整備する過程で兵站供給地が定められたことを指すものと思われる。当初は永清を中心とする一つのまとまった屯田地であったが，後に左衛屯田と右衛屯田に分立したのであろう。至元元年（1264）に武衛軍が侍衛親軍と改称されてからもその拡充は続き，例えば，『元史』巻99兵志・宿衛に，

至元二年十二月，侍衛親軍一萬人を増す，内女直軍三千，高麗軍三千，阿海三千，益都路一千を選ぶ。毎千人に千戸一員を置き，百人に百戸一員を置き，以て之を領せしむ。仍お丁力の壯鋭なる者を選びて，以て焉に應役す。

とあるように，各方面からの増員や侍衛親軍内の千戸所・百戸所の設置が進められた。前掲史料によると中衛屯田の設置は至元四年（1267）であるが，これは侍衛親軍の左衛・右衛・中衛が成立する至元八年（1271）以前のことである。おそらく，すでに立屯していた永清周辺から東に伸張するような形で武清・香河・寶坻にも屯田が設置され，それらを至元四年の時点で侍衛親軍の屯田地に指定し，さらに至元八年の中衛成立の時点で中衛屯田と確定されたのであろう。つまり，侍衛親軍の拡充と並行して，その兵站供給を担当する屯田も発展していたことが推測できる。

## B. 前衛屯田・後衛屯田

両屯田が設置された至元十五年（1278）は，南宋の都臨安を開城させた翌々年のことである。すでに対南宋戦も大勢が決し，大元ウルスは大量の新附軍を吸収して新たな体制づくりを模索し始めていた時期であった。そうした状況のもと，新附軍の精鋭に漢軍を混成した前衛と後衛は，

侍衛親軍の重要な一角を占めるようになっていた。『元史』巻86百官志と巻99兵志・宿衛によれば、前衛と後衛が正式に成立したのは至元十六年（1279）のことであるが、新附軍の吸収と再編成は至元十年（1273）の襄陽陥落以降、絶えず行われており、それらの軍団に兵站を供給するための屯田地として両屯田が指定されたのが至元十五年（1278）にあたるものと思われる。前述の左衛・右衛・中衛についてもいえることだが、侍衛親軍の正式な編成に先駆けてそれに対応する屯田があらかじめ指定されていることから、各衛における兵站の供給が十分に考慮されていた様子を見て取ることができる。屯田の規模の点においては、左・右・中の三衛の屯田と同様、人数を2000人に揃え、一人あたり50畝以上を満たすように田地があてがわれており、基準に則って設置されていたことがわかる。

前衛屯田の立屯地は、『経世大典』序録・屯田には“覇・涿・雄三州の益津・文安・新城”とあり、『元史』巻100兵志・屯田・樞密院所轄屯田には“覇州・保定・涿州”とある。前者の記載が後者の原史料にあたるという可能性や、当時の州縣の領域を考え併せると、立屯地は、覇州の益津、その南の保定<sup>12</sup>の文安、および涿州の新城と考えられ、いずれも右衛屯田よりさらに南方の地域であることがわかる。

一方、後衛屯田については、『元史』巻100兵志・屯田・樞密院所轄屯田に、

後衛屯田：置立せる歲月は、前衛と同じ。後に永清等處の田畝低下せるを以て、昌平縣の太平莊に遷す。泰定三年五月、太平莊は乃ち世祖經行の地なるを以て、營盤所在し、春秋往來し、牧放の衛士・頭匹あり、漢軍とともに立屯する宜しからざるを以て、遂に之を罷め、止だ舊立屯所に於いて、耕作すること故の如し。

とあるように、当初は永清に立屯していたが、永清は前述のように左衛・右衛屯田の立屯地でもあったから、屯田が集中して混在していたためか生産力が低下し、大都北方の太平莊への移転措置が取られた。ところが、太平莊は世祖クビライ以来、大カアンが大都と上都を往來する際の通過地にあたる場所であったため、多数の家畜を放牧したりする必要から、立屯地としては適当ではないという理由で、晋王イスン・テムル（在位1323～28）の泰定三年（1326）五月には廃止され、結局、“舊立屯所”すなわち永清に屯田が戻されることとなった。

### C. 武衛屯田

前衛や後衛とともに、平宋後まもなく成立したのが武衛であった。表2に示されるように、武衛の千戸所は行軍7に対して屯田が6を占めており、前述の五衛よりも屯田活動に比重が置かれていたことがわかる。また、武衛が主として大都の城隍修築や内外の工事に携わっていたことは、『元史』巻99兵志・宿衛に、

至元二十五年、尚書省奏すらく、「那海<sup>そ</sup>の<sup>の</sup>漢軍一萬人を以て、上都立てる所の虎賁司の如く、屯田を營ませ、城隍を修せしめよ。」と。二十六年、樞密院の官、暗伯奏すらく、「六衛の六千人、塔刺海李可の掌る所の大都屯田の三千人、及び近路迤南の萬戸府の一千人、總一萬人を以て、武衛親軍都指揮使司を立て、修治城隍及び京師内外の工役の事を掌らしめよ。」と。

とあることなどから判明する。武衛の正式な成立は上のように至元二十六年（1289）であったが、それ以前に武衛屯田が設置されていたことは、『元史』巻100兵志・屯田・樞密院所轄屯田の記述からわかる。

武衛屯田：世祖至元十八年、迤南軍人三千名を發し、涿州・覇州・保定・定興等處に於いて

屯田を置立し、廣備・萬益等六屯に分設し、別に農政院を立てて以て之を領せしむ。二十二年、農政院を罷めて司農寺と爲し、自後、民と相參して屯種す。二十五年、別に屯田萬戸府を立て、屯種せる軍人を分管す。二十六年、屯軍の武衛親軍都指揮使司に屬せるを以て、屯田の事を兼領す。仁宗皇慶元年、改めて衛率府に屬し、後に之を武衛に復歸せしむ。英宗至治元年、命じて廣備・利民の二千戸の軍人の耕せる所の地土を以て、左衛率府の忙古解の屯田千戸所と互相更易す。

南宋接收完了後の至元十八年（1281）に旧南宋の軍人3000人を集めて立屯し、その後、屯田の整備が進行したのを受けて、至元二十六年（1289）、武衛の正式な成立をみた。武衛を構成した10000人のうちの“大都屯田の三千人”とは、武衛屯田の設置当初の“迤南軍人三千名”を指すものであろうから、ここにおいてますます侍衛親軍の諸衛の成立に先んじて、その準備段階として屯田が設置されるという傾向は明白となる。

ところで、武衛屯田は、至元十八年（1281）の立屯からしばらくの間、農政院、ついで司農寺に管掌され、軍民の両者が屯田内に混在していた。しかし、至元二十五年（1288）、武衛の成立を翌年に控えて、屯田萬戸府を別置して屯田内の軍人のみを管理するようになった。これはつまり、旧南宋の軍人を使役しながらも“民と相參して”運営されていた従来の屯田を改め、武衛の設置と同時に多数の軍人を集結させるとともに、屯田内の軍人だけを切り離して明確に軍屯として位置付け、大都の城隍修築などに携わる武衛に直結する屯田として整備したということである。いわゆる軍民異属の原則<sup>13</sup>をここに適用したとみなすことができよう。なお、その後、武衛屯田は、武衛親軍都指揮使司から衛率府へ、再び武衛親軍都指揮使司へと所属機関が変遷した。

武衛屯田の立屯地は、大都の南部一帯の涿州・霸州・保定の定興などであった。ところが至治元年（1321）、廣備・利民の二千戸の軍人の屯田については、左衛率府の忙古解配下の屯田千戸所と交換する措置が取られている。これについては次章の“G. 左衛率府屯田”の項目で検討を加える。

#### D. 左翼屯田萬戸府・右翼屯田萬戸府

表2の通り、左翼屯田萬戸府と右翼屯田萬戸府は、いずれも行軍千戸所を持たず、屯田千戸所のみから成っていた。両屯田萬戸府はその名の通り屯田経営を専門に行っており、厳密には侍衛親軍として扱うことはできないが、樞密院の管轄のもと、主に漢軍や新附軍を大都の周辺に集めて設置した軍屯であるという点で、既述の諸衛の屯田と共通項は多い。その構成や所属は、『元史』卷100兵志・屯田・樞密院所轄屯田に次のように記される通りやや複雑なものであった。

左翼屯田萬戸府：世祖至元二十六年二月、蒙古侍衛軍の從人の屯田者を罷め、別に斡端・別十八里より回還せる漢軍、及び大名・衛輝兩翼の新附軍を以て、前・後二衛の迤東の還戍せる士卒と合併して屯田せしめ、左・右翼屯田萬戸府を設け以て之を領せしむ。遂に大都路の霸州及び河間等處に於いて立屯して開耕し、漢軍左右手二千戸・新附軍六千戸所を置く。

右翼屯田萬戸府：其の置立せる歲月、左翼と同じ。成宗大德元年十一月、眞定の軍人三百名を發し、武清縣の崔黃口に屯田を増置す。仁宗延祐五年四月、衛率府を立て、本府屯田を以て詹事院に併屬せしむるも、後に復た之を樞密に歸せしむ、漢軍千戸所三を分置し、別に新附軍千戸所一を置く。

両屯田萬戸府は、漢軍と新附軍の千戸所を分掌しており、左翼屯田萬戸府の8屯田千戸所の内訳は漢軍2：新附軍6であったのに対し、右翼屯田萬戸府の4屯田千戸所の内訳は漢軍3：新附軍

1であった。これらの屯田は、コータン（斡端）やビシュバリク（別十八里）、あるいは“迤東”から帰還した軍人たちを混成し、大都の南部一帯で屯田に専念させたものであった。兵站物資などを補給する対象は、史料に基づいて明白に指摘することはできないが、おそらく大都に駐屯する樞密院所轄の軍隊全般だったのであろう。

#### E. 左・右欽察衛屯田

左・右欽察衛はいわゆる“色目衛<sup>14</sup>”の一つであり、クビライのもとで功績を積んだトクトカ（Togtoqa, 土土哈）の部隊を核として、至元二十四年（1287）に成立したものである。その構成員はキプチャク軍だけでなく、モンゴル軍や新附軍なども含んでいた<sup>15</sup>。至治二年（1322）、千戸数の増加に伴って左・右欽察衛に分けられると同時に、3つの屯田千戸所も右欽察衛2、左欽察衛1と分属された。さらに、文宗トク・テムル（在位1329～32）の天曆二年（1329）、龍翊侍衛が新設されると、欽察屯田千戸所が一つ増置されたようである。また、屯田が置かれた大都南方の運河沿いの清州一帯は、早くから民屯が形成されていた地であり<sup>16</sup>、1280年代半ばには本格的な立屯が開始されていた<sup>17</sup>。左・右欽察屯田もその開墾政策の一環として新設されたのであろう。

#### F. 忠翊侍衛屯田

忠翊侍衛は、クビライ末期の至元二十九年（1292）に設置された屯田を基点として、軍人の増加や制度の複雑な改変を経て、ようやく英宗シディバラ期の至治元年（1321）に“忠翊”と名称が定まった。このように、はじめに設置された屯田が、その後の忠翊侍衛の成立に繋がっているということは、軍制機構の拡充において、屯田の建設が一つの大きな起点となっていたことを示唆するものである。忠翊侍衛屯田の立屯地は、大同平地・朔州馬邑・燕只哥赤斤・紅城など、いずれも大都西方に位置しており、ジャムチの通じている交通の要衝でもあった。なお、この屯田の沿革の詳細は、当時の兵制を理解する上での基本問題、すなわち軍民異属の原則に関わるため、第3章で考察することにした。

## 第2章 成宗テムル以後の侍衛親軍諸衛と屯田

本章では、世祖クビライの死後、即位した成宗テムル（在位1294～1307）から、順帝トゴン・テムル（在位1333～70）までに成立したその他の諸衛とその屯田についても考察を加えていきたい。この時期には、さらに多様な性格を持った諸衛と屯田がみられる。

#### G. 左衛率府屯田

左衛率府は、武宗カイシャン（在位1307～11）の至大元年（1308）に中衛の漢軍人10000人をもって東宮に属する親軍として組織された。当時の皇太子は、武宗カイシャンの即位を助けた仁宗アユルバルワダであり、当初、この親軍は衛率府と呼ばれた。しかし、延祐四年（1317）以降、中翊府、御臨親軍都指揮使司、羽林親軍都指揮使司と次々に改称し、最終的に英宗シディバラが皇太子となった時に、左衛率府と定まった。

『元史』卷100兵志・屯田・樞密院所轄屯田に、

左衛率府屯田：武宗至大元年六月、命じて大都路瀋州武清縣及び保定路新城縣に於いて屯田

を置立す。英宗至治元年、武衛と左衛率府屯田の地界、相離れて隔絶し、耕作に便ならざるを以て、命じて兩衛の屯地を以て互いに之を更易し、三翼屯田千戸所を分置す。

とあるように、屯田も衛の成立と同じ至大元年（1308）六月に置かれた。前章の“C. 武衛屯田”の項目で触れたように、至治元年（1321）、武衛屯田に属する廣備・利民の二千戸の軍人の屯田を、左衛率府の忙古解配下の屯田千戸所と交換したという。その理由として、武衛屯田と左衛率府屯田の境界が互いに隔絶して耕作に不便であったと記されているが、具体的にどのような不都合が生じていたのだろうか。廣備・利民の二所を地図上に見いだしえないため、正確に論ずることはできないが、両屯田の位置関係を見ると、左衛率府屯田の新城が武衛屯田の涿州・霸州・定興に囲まれるような場所にあることから、新城もしくはその周辺に関する問題と思われる。前章で見たように、屯地を交換する以前の皇慶元年（1312）からしばらくの間、衛率府が武衛屯田を管理していた時期があった。すると、その後、武衛屯田が衛率府から分離した際に、新城近辺の屯地が往来や耕作に不便な形で両者に帰属してしまったことが、このような屯地の交換措置の主因ではなかろうか。『元史』卷12世祖本紀・至元二十年（1283）四月辛卯に、

樞密院の臣言えらく、「蒙古侍衛軍、新城等處に於いて屯田す。砂磧にして種うべからず、改めて良田を撥せんことを乞う。」と。之に従う。

とあるように、新城はかつて蒙古侍衛軍による屯田が失敗した地であり、耕作に不適な土地も含まれていたようであるから、武衛屯田と左衛率府屯田の立屯地を改めて線引きした時にも、何らかの複雑な事情が生じていた可能性がある。

ところで、左衛率府と同様に東宮に属する侍衛親軍として、右衛率府も挙げられる。右衛率府は、速怯那兒萬戸府・迤東萬戸府・女直萬戸府・右翼屯田萬戸府の兵を混成したものであり、左衛率府とは由来がかなり異なっている。右衛率府屯田については、『元史』卷100兵志・屯田・樞密院所轄屯田に何も記載がなく、また、『元史』卷86百官志にも屯田千戸所は挙げられていない。

## H. 宗仁衛屯田

宗仁衛は英宗シディバラの至治二年（1322）に成立した“蒙古子女”らからなる衛である。同年に右丞相となったバイジュ（Baiju, 拜住）の提案で、延祐年間の大風雪によって流散し、奴婢となっていた彼らを保護するために立てられた<sup>18</sup>。この衛には、蒙古子女以外にもイキレス人などさまざまな構成員がいたが、『元史』卷100兵志・屯田・樞密院所轄屯田に、

宗仁衛屯田：英宗至治二年八月、五衛漢軍二千人を發し、大寧等處に創めて屯田を立て、兩翼屯田千戸所を分置す。

とあるように<sup>19</sup>、五衛から集めた漢軍二千人が屯田における主な労働力であった。立屯地の薊州大寧路の七金山は、大都からはかなり南西に離れた位置にある。

## I. 龍翊侍衛屯田

すでに触れたように、文宗トク・テムルの天曆二年（1329）に欽察衛から分設されたのが龍翊侍衛である。衛の成立と同時に欽察屯田千戸所が一つ増置されたようであるが、『元史』卷100兵志・屯田・樞密院所轄屯田に龍翊侍衛屯田の項目は立てられていない。

## J. 宣忠扈衛屯田

宣忠扈衛は文宗トク・テムルの至順元年（1330）、10000人の<sup>オロス</sup>斡羅斯軍人を動員して成立した。



その屯田に関しては、『元史』卷100兵志・屯田・樞密院所轄屯田に次のように見える。

宣忠扈衛屯田：文宗至順元年十二月，收聚し訖わりたる一萬の斡羅斯に命じ，地一百頃を給して，宣忠扈衛親軍萬戸府屯田を立つ。宗仁衛の例に依る。

この屯田に配分された“地一百頃”とは、『元史』卷34文宗本紀・至順元年（1330）十月壬子に、

宣忠扈衛親軍萬戸營を大都の北に立て，民田百三十餘頃を市いて之に賜う。

とあり，その直後、『元史』卷34文宗本紀・至順元年（1330）十二月己酉に、

宣忠扈衛斡羅斯屯田，牛・種・農具を給す。

とあることから，民田130余頃を大都の北で購入し，そのうち100頃を宣忠扈衛屯田の開設に充てたものと考えられる。しかし，100頃を10000人に割り当てると一人あたり1畝にすぎず，これまで見てきた各衛の屯田と比較しても明らかに少なすぎる。その理由は判明しない。

ここまでは、『元史』卷100兵志・屯田・樞密院所轄屯田に項目の挙げられている屯田を中心に考察を進めてきた。この他の若干の諸衛についても，屯田に関連する記述が散見される。以下，それらの諸衛の屯田についても考察していきたい。

## K. その他の諸衛の屯田

### • 左・右都威衛

『元史』卷99兵志・宿衛に、

左都威衛：至元十六年，世祖，新たに取に到りたる侍衛親軍一萬戸を以て，之を東宮に屬さしめ，侍衛親軍都指揮使司を立つ。

とあるように，左都威衛の前身である侍衛親軍都指揮使司は，世祖クビライの至元十六年（1279）に成立していた。すると、『元史』卷10世祖本紀・至元十六年（1279）四月乙巳にみえる次の記事は侍衛親軍都指揮使司の成立の事情を示しているものといえよう。

揚州行中書省に詔諭し，南軍の精銳なる者二萬人を選びて侍衛軍に充て，併せて其の家を發して，京師に赴かしめ，仍お行費鈔萬六千錠を給す。

新附軍の精銳を侍衛親軍として編成した際，その軍人を家ごと大都に赴かせていたというものである<sup>20</sup>。軍人の家族はおそらく大都やその周辺に居住地を与えられたのであろう。また，史料中の“二萬人”とは、『元史』卷10世祖本紀・至元十六年（1279）六月癸巳に、

新附軍二萬を以て六衛の屯田に分隸せしむ。

とある“二萬”にあたるものではなかろうか。そして，“六衛”とは左・右・中・前・後の五衛にこの侍衛親軍都指揮使司を加えたものを指し，そのうち侍衛親軍都指揮使司に配属されたのが“一萬戸”だったのであろう。つまり，新附軍の精銳20000人は，家族とともに大都やその周辺の屯田地に移住して，侍衛親軍の各衛に所属し，中には屯田に分属するものもあったのである。

侍衛親軍都指揮使司は，世祖クビライ末の至元三十一年（1294）に左都威衛と改められ，その後、『元史』卷99兵志・宿衛に、

皇慶元年，王平章舊く領せし所の軍一千人を以て，屯田を立つ。

とあるように，さらに屯田が増置されたようである。

一方，右都威衛については，五投下探馬赤軍を基礎として至元二十二年（1285）に成立した蒙古侍衛親軍指揮使司がその前身にあたり，やはり世祖クビライ末の至元三十一年（1294）に右都威衛と改められた。しかし，右都威衛に属する屯田に関する記述は，管見の限り見当たらない。

ただし、表2から看取できるように、左都威衛や右都威衛における屯田経営の比重は高かったものと思われる。

• **左・右阿速衛**

左・右阿速衛は、『元史』卷99兵志・宿衛に、

至元九年、初め阿速拔都達魯花赤を立て、後に阿速正軍三千餘名を招集し、復た阿速掲只揭了温怯薛丹軍七百人を選びて、車駕に扈從し、宿衛城禁を掌らしめ、潮河・蘇沽兩川屯田を兼營し、並びて軍儲を供給す。

とあるように、世祖クビライの至元九年（1272）の時点で既に車駕に扈從したり都の護衛にあたるなど、侍衛親軍と同様の任務に着いており、同時に、潮河・蘇沽兩川の屯田を兼營して、軍儲の供給にも携わっていた。その後、至元二十三年（1286）には阿速軍として編成されて、戦闘にも動員され、最終的に武宗カイシャンの至大二年（1309）、左・右阿速衛として整備されることとなった。潮河・蘇沽兩川は、大都の南東の沿海地区にあたり、水上交通や水利政策の点においてきわめて肝要な地であった。この屯田の経営が成功していたならば、一貫して阿速軍・阿速衛の兵站供給源であり続けたはずである。しかし、『経世大典』序録・屯田や『元史』兵志・屯田にはこの屯田に直接論及している箇所はない。

• **康禮衛**

康禮衛は、武宗カイシャンの至大元年（1308）、都指揮使アサルブカ（Asar Buqa, 阿沙不花）とその弟トクト（Togto, 脱脱）の尽力によって成立した。『元史』卷23武宗本紀・至大二年（1309）四月癸亥に、

漢軍五千を摘めて、田十萬頃を給し、直沽沿海口に屯種せしめ、又益すに康里軍二千を以てし、鎮守海口屯儲親軍都指揮使司を立つ。

とあるように、衛の成立と同時に、前項で見た潮河・蘇沽兩川とも重なる直沽沿海口にきわめて大規模な屯田が設置された。初めは漢軍5000人が動員され、のちに康里軍2000人が増員されて、“田十萬頃”を有する鎮守海口屯儲親軍都指揮使司が立てられたのである。この鎮守海口屯儲親軍都指揮使司の名称は、『元史』卷86百官志や卷100兵志・屯田には記載されていないが、『元史』卷99兵志・宿衛には、その他の各衛と並列され、侍衛親軍の一つとして扱われている。

ところが、『元典章』卷2 聖政・撫軍士に、

至大四年三月十八日、欽奉せる登宝位詔書内の一款に、「近ごろ康礼の軍衛を設け、各路の存恤せる軍人伍千を直沽屯田に起遣す。消乏の餘り、重ねて此の擾を経て、今康礼は已に罷散せしむ。上項の屯軍は悉く放還せしめ、旧に依りて存恤せよ。…（後略）」

とあるように、至大四年（1311）の段階ですでに康禮衛は解散しており、しかも、武宗カイシャンの死後、跡を継いだ仁宗アユルバルワダ（在位1311～20）によってその屯田軍も廃止されてしまった。

• **貴赤衛**

貴赤衛は世祖クビライの至元二十四年（1287）に成立した。その屯田については、『元史』卷100兵志・屯田・樞密院所轄ではなく陝西等處行中書省所轄軍民屯田の箇所に記事が見られる。

貴赤延安總管府屯：世祖至元十九年、拘取せる贖身・放良・不蘭奚及び漏籍戸計を以て、延

安路の探馬赤の草地に屯田せしむ。

この記事によると、屯田の成立は、貴赤衛の成立以前の至元十九年（1282）であった。また、屯田における労働力は、貴赤軍人自身ではなく、さまざまな隷属民を民戸として編成したものに依っていることから、民屯としての扱いを受けていたのであろう。つまり、貴赤衛の経済基盤は樞密院所轄の屯田ではなく延安總管府屯からの収入にあったものと考えられる。

#### • 虎賁親軍

虎賁親軍都指揮使司は、世祖クビライの至元十七年（1280）に成立し、上都路において、もと軍籍にあった者や軍人の家族を管掌していた。虎賁親軍の屯田については、『元史』巻100兵志・屯田の樞密院所轄ではなく腹裏所轄軍民屯田の項に次のような記述が見える。

虎賁親軍都指揮使司屯田：世祖至元十七年十二月，月兒魯の官人言えらく、「近ごろ滅捏怯土・赤納赤・高州・忽蘭若班等處に於いて，改めて驛傳を置く，臣等議して，舊く驛を置ける所に於いて屯田を設立すべきなり。」と。之に従う。二十八年，虎賁親軍二千人を發して屯に入る。二十九年，軍一千を増し，凡そ三十四屯を立つ，上都に司を置く。

ジャムチの駅を置いたところに屯田を設置すべきだという官吏の進言が採用されていることから、この屯田はジャムチへの物資の供給を大きな目的としていたものとみられる。その後、『元史』巻41順帝本紀・至正八年（1348）二月壬辰に、

太平言えらく、「李答・乃禿・忙兀の三處の屯田，世祖朝，舊站に行營するを以て虎賁司に撥屬すれども，後に豪有力者の奪う所と爲り，遂に其の利を失う。今，宜しく前に仍りて撥還すべし。」と。之に従う。

とあるように、屯田地方が地方の豪右に侵占されてしまうという事態に陥った。こうした事例は他の屯田についてもしばしば見られることである<sup>21</sup>。

#### • 宣鎮侍衛

宣鎮侍衛は順帝トゴン・テムルの至元三年（1337）に成立した、侍衛親軍の諸衛の中でも最後期のものである。『元史』巻39順帝紀・至元三年（1337）正月癸丑に、

宣鎮侍衛屯田萬戸府を寧夏に立つ。

とあり、その直後、『元史』巻39順帝紀・至元三年（1337）四月甲戌に、

伯顔に命じて宣鎮侍衛軍を領せしめ、鈔三千錠を賜い、宣鎮侍衛府を建つ。

とあるように、屯田萬戸府を先に立てた上で衛を成立させており、これまで見てきたように、屯田が衛の成立の基盤となっていたことが示されている。

以上、侍衛親軍の諸衛とその屯田について、個別に考察してきた。まず、クビライの即位直後に設置された左衛屯田と右衛屯田は、屯田の規模や一人あたりの畝数など、他の諸衛の屯田の基準となっていた。その後に成立した中衛と前衛・後衛は、漢軍や新附軍の精銳を編成したものであり、諸衛の整備過程と並行して屯田の拡充が行われた。屯田を新設したり移屯したりする際には、屯田軍人も激しく移動させられていた点は注目に値する。立屯地についていえば、五衛の屯田は、はじめ大都の南方の永清を基点として、比較的狭い範囲に展開していたが、しだいに大都の東方や南方、時には北方にも拡散していった。さらに、諸衛の屯田は、大都西方の交通の要衝や、南東方の沿海口付近などにも展開をみせた。また、総じていえば、諸衛の正式な成立より

も、そこに兵站を供給する屯田地の指定の方がより早い段階で実行されていることから、大元ウルスの兵制において、兵站供給の充実が優先課題であったことがわかる。

### 第3章 樞密院所轄屯田の特質

前章まで見てきたように、多様な屯田政策が大都周辺に展開する樞密院所轄の軍屯において実施されていた。一般に歴朝の屯田政策は、軍屯を国境防備のために配置するケースが多かったから、大元ウルス時代の屯田が腹裏にも集中していた<sup>22</sup>のはきわめて特徴的である。本章では、樞密院所轄屯田の特質をさらに多面的に追究することにより、大元ウルスの兵制における屯田政策の意義を論じる。

樞密院所轄の屯田は侍衛親軍の諸衛に属し、それぞれ特定の諸衛に兵站供給を行う任務を帯びていた。そして、各衛の中に行軍千戸所と屯田千戸所が設けられていたことからわかるように、基本的に軍人は正軍と屯田軍に分離されており、正軍が専ら出征や辺境防備などの軍事行動にあたる一方、屯田軍は屯田耕作による軍糧供給や都城修築・水利工事などに携わっていた。しかし、屯田政策の主要な意図は本来“耕しかつ戦う”ことにあったから、屯田軍人はまったく軍事行動に関わらなかったわけではなく、城市の護衛や屯田の警備など軽い軍務についたり、時として正軍に徴募されて戦地に赴くこともあり<sup>23</sup>、逆に、戦地での傷病者や老兵が屯田に還されることもあった。つまり、正軍と屯田軍との間に完全な断絶があったわけではけっしてなく、双方向の人員の移動が行われ、各衛の内部において前衛軍と輜重軍のような比較的柔軟な構造が存在していたといえよう。たしかに、屯田軍のみに注目すれば、屯田政策を実行する過程で、屯田軍人の中でも壮丁は戦闘に、老人や病弱者などは屯田耕作にまわされるなど、戦闘と生産がどちらも相対的に専門化する傾向が生じたが<sup>24</sup>、正軍との関係まで視野に入れれば、軍人の配置に融通を利かせることができ、各衛の必要に応じて正軍と屯田軍のいずれに比重を置くことも可能であった。

表2で見たように、各衛の行軍千戸所と屯田千戸所の比率は、例えば左衛・右衛・中衛の場合5：1であり、人数比でいえば、各衛の総数10000人に対し屯田軍は2000人、すなわち4：1であった。正軍と屯田軍の比率は大体その程度であったと考えてよいだろう。蘇天爵『滋溪文稿』巻11故少中大夫同僉樞密院事郭敬簡侯神道碑銘に、

夫れ京師六衛は毎軍歩士二人を抽きて屯田し、以て兵士八人の食を供す。

とあるのも、侍衛親軍の六衛において、二割の屯田軍人が残りの八割の糧食の需要を満たしていたことを示している。しかし、諸衛の中には、大都の修築等に多くの人数を提供した武衛のように、屯田の占める比率が高いものもあり、左・右翼屯田萬戸府に至っては、屯田軍のみによって構成されていた。各衛の置かれた状況によって、屯田の占める割合は柔軟に決定されたものとみられる。

ところで、腹裏には、樞密院所轄の屯田だけでなく、大司農司や宣徽院、あるいは中書省所轄の民屯も設置されていた。例えば、中衛・右翼屯田萬戸府・左衛率府などの屯田があった武清などは、大司農司所轄の營田提舉司が置かれ、田3502.93頃という大規模な民屯の経営が行われていた<sup>25</sup>。それらの軍屯や民屯は、同地において複雑に境界を接していたものと考えられるが、注意すべきは、それぞれの管轄が厳然と区別されていたことである。

一般に、民屯は、總管府の下に提舉司や提領所を設けて管理されていたのに対し、軍屯は、樞

密院に属する各衛や萬戸府のもとで、屯田千戸所や屯田百戸所を構成単位として管理運営が行われていた。つまり、それぞれの屯田千戸所や屯田百戸所に樞密院系統の軍官たちが派遣され、彼らが各軍屯を管掌していたのである。

屯田の軍官は、『元史』卷16世祖本紀・至元二十八年（1291）六月丙戌に見える詔勅に、

屯田官は三歳を以て満と爲し、互いに各屯内に於いて調用せよ。

とあるように、三年を満期としてそれぞれの屯田内で遷転させられた。これは、軍官の在役の年数が長くなると所管の屯田軍人と馴れ合いになる場合が多く、弊害の元凶と目されていたためとみられ、『元典章』新集・兵部・軍制・整治軍兵・軍中不便事件に見られる次の箇所からもそのことが看取できる。

今、屯田の軍官・千戸・百戸・弾壓は、在役して年深く、所管の屯軍と交識して已に久しく、情旧に倚恃して尽心効力するを肯ぜず。…（中略）…在先に至元三十年、各衛の屯田の官員は左右に通相に交換し委付した。如今、一十五年有余、曾て交換せざるもの有り。…（中略）…左衛率府の屯田の軍官は、合に詹事丞董中奉の言う所を准け、千戸を除くの外、百戸・弾壓・牌子頭は、今次、新に従い本所内に於いて通相に交換すべし。

至元二十八年の詔勅以来、屯田官の遷転が厳格に実施されたかということ、上記史料のように15年間以上にわたって転任しないケースもあったので、延祐七年（1320）、あらためて軍令を下し、左衛率府の屯田軍官のうち、千戸を除いた百戸・弾壓・牌子頭についてはみな順次遷転させる措置を取った。この史料から、屯田の軍官には、萬戸・千戸・百戸だけでなく弾壓や牌子頭（十戸）などがあったことも判明し、大元ウルスの軍隊組織の基本ともいえる十進法単位の構成が、軍屯においても末端まで維持されていたことがわかる。

さらに、『呉文正集』卷64元禄大夫平章政事趙國董忠宣公（董士選）神道碑に次のような記事が見られる。（〔 〕内は筆者による説明または補足。以下同様。）

〔至元〕十六年、前衛親軍を立てるに、進んで勇大將軍を（授）〔受〕け、都指揮使に充てられ、建議して盧舎を設けて屯田を開き、是に由りて居者安を得、行者養有り。千夫長以下、自ら擇ぶ者、参半なり。樞密院、断事官を以て公の副と爲さんとすれども、公、其の軍功に由らざるを以て、進んで千戸姜廷珍を表して之に代う。

董士選は前衛の都指揮使として、屯田の建設に尽力するとともに、前衛に属する千戸長以下の三分の二を自ら選んで委任しただけでなく、副都指揮使も樞密院が充てようとしたジャルグチ（断事官）を退けて千戸の姜廷珍を任命したという。諸衛に属する屯田千戸所や屯田百戸所に対して、都指揮使がある程度の権限を保持していたことが示されている。五衛の屯田を例にとりていえば、屯田管理機関として設置された2屯田千戸所や40屯田百戸所は、樞密院や都指揮使司のような上部機関の管理下に入っていたのである。

このように、軍屯が民屯に隣接するケースがあっても、まったく別の管理機構を有していたことは、いわゆる軍民異属の原則と関わっており、大元ウルスの軍政のあり方を考究する上で重要な意味を持つ。第1章で触れたように、“F. 忠翊侍衛屯田”は、世祖クビライの至元二十九年（1292）に立屯されてから、英宗シディバラ期の至治元年（1321）に“忠翊”と名称が定まるまで、複雑な経過を辿った。その背景と事情を以下に検証していきたい。

まず、関連史料として、いずれも『元史』から次の四つの記述を提示する。

a. 『元史』卷100兵志・屯田・樞密院所轄屯田

忠翊侍衛屯田：世祖至元二十九年十一月、各萬戸府に命じて、大同・隆興・太原・平陽等

處の軍人四千名を摘りて、燕只哥赤斤の地面及び紅城の周廻に於いて屯田を置立し、荒田二千頃を開耕す、仍お西京宣慰司に命じて其の事を領せしめ、後に改めて大同等處屯儲萬戸府を立て以て之を領せしむ。成宗大德十一年、侍衛親軍都指揮使司に改め、仍お屯田を領せしむ。武宗至大四年、黃華（嶺）〔嶺〕の新附の屯田軍一千人を以て、本衛に併歸せしめ、別に屯署を立つ。是の年、大同侍衛を改め中都威衛と爲し<sup>26</sup>、之を徽政院に屬さしめ、屯軍二千を分けて弩軍翼を置き、止だ二千人を以て左右手屯田千戸所に分置す。黃華（嶺）〔嶺〕の新附軍屯は故の如し。仁宗延祐二年、紅城の屯軍を古北口・太平莊に遷して屯種せしむ。五年、復た中都威衛の軍八百人を簽し、左都威衛の所轄の地内に、別に屯署を立つ。七年十二月、左都威衛及び太平莊・白草營等處の屯田を罷め、復た紅城の周廻に立屯し、仍お中都威衛に屬す。英宗至治元年、始めて改め忠翊侍衛と爲す、屯田は故の如し、田二千頃爲り。後に屯所を移置す、其の數を知らず。

b. 『元史』卷99兵志・宿衛

忠翊侍衛：至元二十九年、始め屯田府を立つ。大德十一年、軍數を増し、立てて大同等處侍衛親軍都指揮使司と爲す。至大四年四月、皇太后、五臺寺を修むるに、遂に徽政院に移屬し、並びて京兆軍三千人を以て増入す。延祐元年、中都威衛使司と改め、仍お徽政院に隸う。至治元年、始めて改め忠翊侍衛親軍都指揮使司と爲す。

c. 『元史』卷100兵志・屯田・腹裏所轄軍民屯田

大同等處屯儲總管屯田：成宗大德四年、西京黃華嶺等處の田土頗廣なるを以て、軍民九千餘人を發して、立屯開耕す。六年、始めて屯儲軍民總管萬戸府を設く。十一年、漢軍を放罷して紅城の屯所に遷し、止だ民夫存して屯に在り。仁宗の時、萬戸府を改めて總管府と爲す。

d. 『元史』卷99兵志・宿衛

〔延祐〕七年六月、紅城の中都威衛の軍務を係掌するの司、徽政院に屬するは便ならざるを以て、命じて舊制に遵い、樞密をして之を總べしむ。

まず、史料 a は、至元二十九年（1292）に各萬戸府から集めた軍人4000人を紅城などで立屯させたが、西京宣慰司をはじめとして次々とその管理機関が遷転し、最終的に忠翊侍衛に属したことを示す記事である。ついで、史料 b は、忠翊侍衛が、やはり至元二十九年の立屯を起点としながら、その後、大同等處侍衛親軍都指揮使司、中都威衛使司と名称を変えて、最終的に忠翊侍衛親軍都指揮使司となったことを記している。そして、史料 c は、一時、忠翊侍衛屯田の管轄機関であった大同等處屯儲軍民總管萬戸府が、軍屯の部分の切り離して、最終的に民屯だけから成る大同等處屯儲總管府となった過程を示している。最後に、史料 d は、忠翊侍衛の所轄が最終的に樞密院に帰したことを明示している。これらの史料を総合すると、忠翊侍衛屯田とその管轄機関の変遷について、その主要な部分は、図2のように整理することができよう。

当初、至元二十九年（1292）に設置された紅城などの軍屯は、西京宣慰司の屯田府に管掌された。その後、大德四年（1300）に黃華嶺の軍民屯が設置され、大德六年（1302）には大同等處軍民總管屯儲萬戸府が設置されて、紅城や黃華嶺の屯田を管理することになった。ところが、大德十一年（1307）、黃華嶺軍民屯は、史料 c が示すように漢軍を放罷して民屯となり、さらには武宗カイシャンの至大四年（1311）に新附軍をも切り離して、仁宗アユルバルワダの時期に大同等處屯儲總管府となった。一方、黃華嶺軍民屯から切り離された漢軍や新附軍は、史料 b にあるように、従来の紅城軍屯に増員され、新たに設置された大同等處侍衛親軍都指揮使司のもとに管理

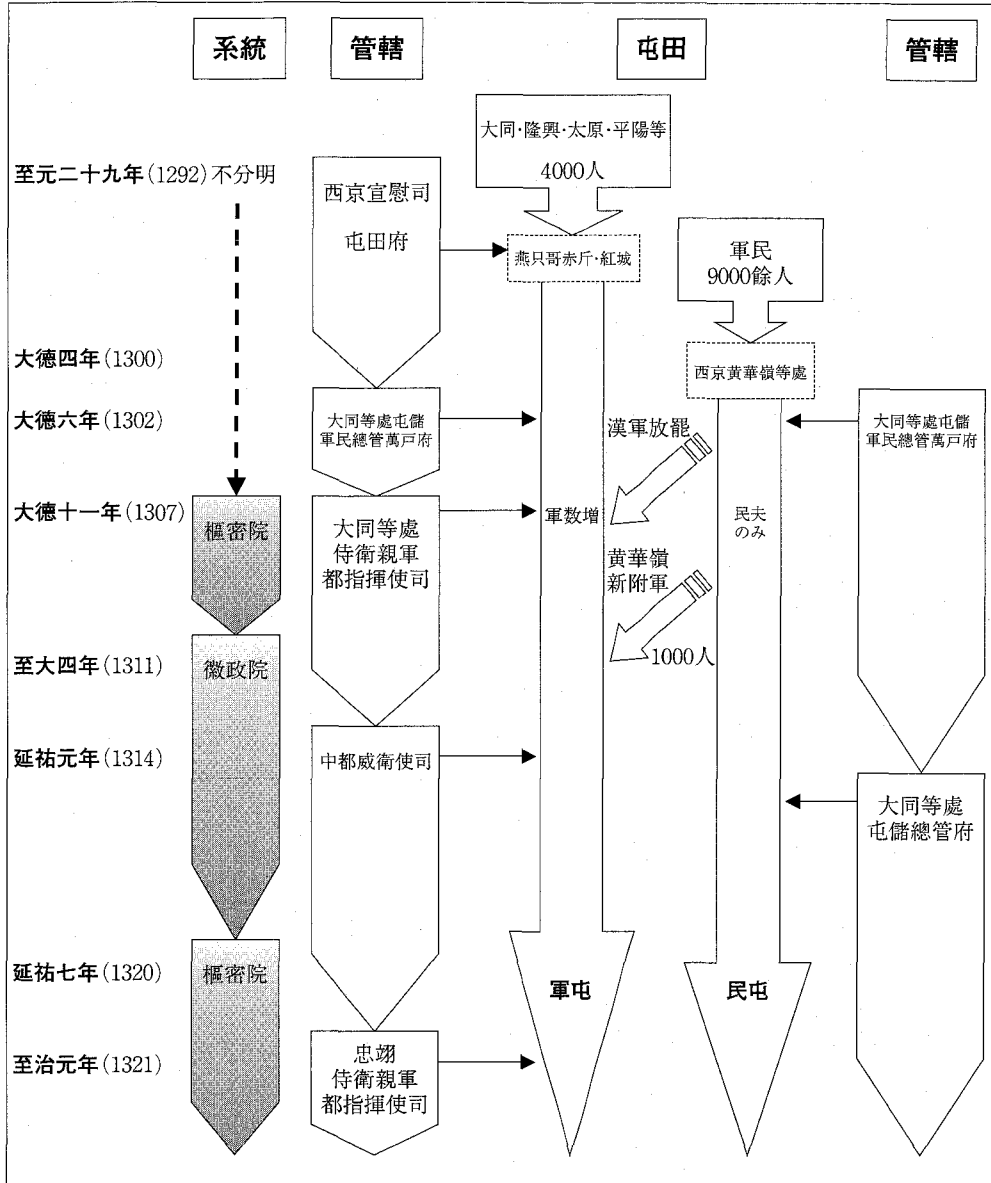


図2：忠翊侍衛屯田とその管轄機関の変遷

されることになった。本来は樞密院に属すべき大同等處侍衛親軍都指揮使司は、至大四年（1311）、皇太后に直属する徽政院に移属し、その状態が仁宗アユルバルワダの延祐元年（1314）に中都威衛使司と改称された後も継続した。ところが、史料dにあるように、中都威衛使司は徽政院ではなく樞密院が管掌することに決着し、至治元年（1321）には忠翊侍衛親軍都指揮使司となった。

これらの史料から、次の三点を指摘することができる。①従来、軍民の別が不明だった黄華嶺の大同等處軍民總管屯儲萬戸府は、漢軍や新附軍を切り離して最終的に民屯となった。②紅城の軍屯は黄華嶺の軍民屯から切り離された漢軍や新附軍を吸収しつつ、軍屯の状態を維持した。

③紅城の軍屯は、一時的に徽政院に属したが、最終的には樞密院に帰属した。

つまり、総じていえば、一貫して“軍”と“民”の分離が指向されていると同時に、“軍”の部分で樞密院の指揮下に入るよう対策が講じられているのである。これはすなわち、本稿でもたびたび指摘してきた軍民異属の原則を屯田政策の点においても堅固に適用していたことを意味している。

ところで、上述の③に関して、『元史』巻207鐵失傳にはその政治的背景が示されている。

英宗、嘗て鹿頂殿に御し、鐵失に謂いて曰く、「徽政は太皇太后に隸うと雖も、朕、之を視るに諸司と同一せん。凡そ簿書は宜しく悉く御史をして檢覈せしむべし。」と。

英宗シディバラ（在位1320～23）の即位以前、仁宗アユルバルワダの時期に徽政院を通じて専権を握っていたのは皇太后ダギであった。大同等處侍衛親軍や中都威衛が徽政院の系統にあったのもこの時期である。上掲史料中のテクシ（Tegsi、鐵失）は、仁宗アユルバルワダの死後、英宗シディバラの即位時に中都威衛指揮使となり、その翌至治元年（1321）、中都威衛から忠翊侍衛への名称変更とともに、そのまま忠翊侍衛親軍都指揮使に留まった人物である。英宗シディバラは、皇太后ダギの死後、刷新政治をめざすなかで、上述のように中都威衛を徽政院から樞密院の属へ移行した。つまり、英宗シディバラは、権力の確立をめざすために徽政院を統制し、同時に中都威衛指揮使テクシに圧力をかけて忠翊侍衛親軍の掌握を図ったのである。その後、テクシは旧ダギ派を結集してシディバラ暗殺の首謀者となったことはよく知られている。

最後に、各衛の屯田内部の軍戸や軍人をめぐる状況についても触れておきたい。そもそも各衛によって軍人の由来はまちまちであった。初期の左衛・右衛・中衛は基本的に漢軍を組織したものであり、前衛と後衛は新附軍も編入していた。その後、各衛や各萬戸府から軍人を集めて衛を新設したり、モンゴルをはじめ各部族を基盤とした諸衛を立てたりなど、侍衛親軍の構成はより複雑化していった。屯田内部で応役する軍人についても、その由来や構成は、一括りにして述べられるほど単純ではない。ここでは、いくつかの史料を挙げつつ、樞密院所轄の軍屯について、その内部の屯田軍人や軍戸の状態を概観するとどめておく。

大元ウルスでは、これまで述べてきたような軍民異属の原則を貫くための措置の一環として、軍戸という範疇を設け、民戸とは異なる軍籍に入れられて樞密院に管理された<sup>27</sup>。軍籍に入る条件は、モンゴル軍、漢軍、新附軍などによって異なっていたが、ひとたび軍籍に入れば、たやすく変更することは許されず、しかも世襲であったという点では共通している。屯田に属する軍人や軍戸もやはりそのように処遇された。

軍戸の選定基準としては、『元史』巻149郭寶玉傳に次のような記事が見られる。

軍戸、蒙古、色目人は丁ごとに一軍を起こし、漢人は田四頃有り、人三丁なれば一軍を簽し、年十五以上は丁を成し、六十は破老とす。

蒙古・色目人については壮丁は必ず軍籍に入り、漢人については土地四頃を所有して、成丁が三人いれば、そのうちの一人が軍籍に入るといったものであった。さらに、漢軍戸については、軍役に充てられる際に、上述のように一戸から一丁を出すこともあれば、二三戸あるいは数戸が合わせて一丁を出すこともあった<sup>28</sup>。前者は獨戸軍、後者については壮丁を出した戸を正軍戸、それ以外を貼軍戸と呼んだのである。

このように、屯田においては、軍戸から徴発された軍人が屯田に配属されるケースが多く、その場合は軍戸は屯田とは離れた場所に位置し、軍人が単身で屯田内で応役した。軍役について軍人にとって、その家族は故郷にあったから、時に応じて帰郷する場合もあった。『元典章』新集・



兵部・軍制・整治軍兵・軍中不便事件に、

一等の當役の軍人有り、十月家に還るに、元置の牛隻の牽趕して回家せるを將いず、また同戸人等をして知會せしめず、却行<sup>かえ</sup>って暗地<sup>ひそか</sup>に價を減じて貨賣し、己身の費用とし、倒死せりと虚称し、戸長に影蔭す。

とあり、左衛率府屯田で軍役についていた軍人が、十ヶ月間家に帰った際に、屯田に属する官有の牛をひそかに売却して、その金銭を着服した事例が示されている。軍屯では、一般に牛、農具、種子は官給であったから、上記のような問題が起こりえたのであろう。

一方、前章で述べた左・右都威衛の例のように、新附軍の軍人が家族ごと大都附近に移住して屯田に属する場合もあった。そうした場合、軍戸は屯田内にあり、家族単位で屯田内の労働に従事していたものと推察できる。これに対し、軍人が単身で屯田に役している場合は、何らかの生産単位を組織していたのであろう。

『道園學古録』巻23武衛新建先聖廟学碑にみえる次の記事には、武衛屯田のうち涿州の南に置かれた屯營が、あたかも一つの城市のような様相を呈していたことが示されており、興味深い。

至元廿六年、始めて營を置く。涿州の南、京師を去ること二百里に在り。凡そ衛に必ず營あり、營には城郭・樓堞・門障ありて關禁し、行伍・廬舎・庫庾・衢巷・市井を官治す。

さて、これまで見てきたように、樞密院所轄の屯田は、侍衛親軍の諸衛の中にあつて、主として大都の周辺において兵站補給などの任務にあてられていた。所轄の機関は従来<sup>従来</sup>の十進法を基礎とする軍制機構を踏襲したもので、あくまでも“民”ではなく“軍”の一部として扱われてきた。そのことは、忠翊侍衛やその屯田が、民政機関と混合した状態を克服して、最終的に軍屯のみから構成されるようになったことから明らかである。いわゆる軍民異属の原則が一貫して適用されていたのである。また、屯田の内部には、華北の諸地方の軍戸から徴集された軍人や、江南から家族ごと移住してきた新附軍の軍戸が存在し、あたかも一個の独立した城市のようなものを形成して、多くの人々を包括していた。

## おわりに

大元ウルスの軍屯は、辺境に配置されるような単純なものではなく、ウルスの内外に広範囲に展開する多様なものであった。それは、局所的に軍糧を補給するだけの屯田から、全国性を帯びた兵站制度に発展したものともいえる。

腹裏において盛んに設置された樞密院所轄屯田は、侍衛親軍の諸衛に属して兵站供給の任務を担った。諸衛の正式な成立よりも、そこに兵站を供給する屯田地の指定の方がより早い段階で実行されていることから、大元ウルスの兵制において、屯田を通じた兵站供給の確保が重要視されていたことがわかる。各衛の内部には前衛軍と輜重軍のような構造が存在し、屯田軍はその中で輜重軍のような役割を果たした。また、軍民異属の原則が屯田制にも厳格に適用され、樞密院所轄の屯田は軍屯として位置付けられて、それ以外の民屯とは厳格に区別された。

モンゴル時代は広大な版図を人や物がきわめて盛んに往来した時代である。そうした中であつて、人や物の動きを制御しつつ諸軍の兵站を恒常的に維持するのは容易なことではなかつたであろう。大元ウルスの屯田制は、そうした政策を実現する際に、単に各地域における閉鎖的な自給自足を行ったのではなく、人や物の活発な移動を伴って施行されたのである。その範型を形作つたのが、腹裏において漢軍や新附軍の軍人を大規模に動員して設置した樞密院所轄屯田だったので

ある。

本稿では、大元ウルスに広範囲に展開した屯田のうち、樞密院所轄の軍屯のみに着目して、その特徴を考察してきた。しかし、他の地域や別の管轄下の屯田をめぐる状況や、奥魯制のもとに管理された華北諸地方の漢軍戸と屯田軍人や軍戸との関係、屯田軍人の身分的性格や経済的地位、大元ウルスの屯田制度が後代に与えた影響など解明すべき点はまだ多い。大元ウルスの兵制の全容を解明するため、以上の諸点については稿を改めて論じることにはしたい。

## 註

- 1 好並隆司「元朝屯田攷」(『岡山史学』3, 1956年)。高柳等「元代の屯田制」(『アジア文化研究』2, 1969年)。大葉昇一「モンゴル帝国=元朝の稱海屯田について」(『史観』106, 1982年)。大葉昇一「元代の江南デルタ地帯における屯戍」(『栃木史学』4, 1990年)。拙稿「大元ウルスの河南江北行省軍民屯田」(『社会科』学研究』36, 1999年)。張君約著／藤田實訳『支那屯田兵制史』(人文閣版, 1942年)。国慶昌「元代的軍屯制度」(『歴史教学』11期12期, 1961年)。梁方仲「元代屯田制度簡論」(『歴史論叢』第三輯, 1983年)。周継中「元代河南江北行省的屯田」(『安徽史学』5, 1984年)。何天明「試論蒙古汗国時期的屯田」(『内蒙古社会科学』5期, 1985年)。周継中「元代屯田の組織与管理」(『元史及北方民族史研究集刊』10, 1986年)。王頌「元代屯田考」(『中華文史論叢』4期, 1983年)。陳高華・孟繁清等『中国屯墾史』中卷(農業出版社, 1990年)。
- 2 註1に列挙した論文のうち、大葉昇一「モンゴル帝国=元朝の稱海屯田について」、拙稿「大元ウルスの河南江北行省軍民屯田」、周継中「元代河南江北行省的屯田」の三編は、大元ウルスの屯田について、地域を限定して考察した研究である。
- 3 『元史』卷86百官志、『元史』卷99兵志・宿衛。
- 4 井戸一公「元朝侍衛親軍の成立」(『九州大学東洋史論集』10, 1982年)。井戸一公「元代侍衛親軍の諸衛について」(『九州大学東洋史論集』12, 1983年)。井戸一公「元代の侍衛親軍について 一軍の構成・軍官を中心に」(『元明清期における国家“支配”と民衆像の再検討』, 1984年)。
- 5 前掲、井戸一公「元朝侍衛親軍の成立」, p. 52。
- 6 前掲、井戸一公「元代侍衛親軍の諸衛について」, pp. 55-56。
- 7 侍衛親軍の諸衛のうち、本稿では取りあげなかった隆鎮衛の屯田に関わる記事とみられるが、『元史』卷21成宗本紀・大德十年(1306)・四月甲辰には次のようにあり、軍人一人あたり50畝程度が給されていたことを示唆している。  
 太和嶺屯田、舊くは屯儲總管府を置き、専ら其の程を督せり。人ごとに地五十畝を給し、歳ごとに糧三十石を輸し…(後略)
- 8 屯田の人員や規模に関するデータはきわめて限定されているため、厳密に論ずることはできないが、一人あたり50畝、一戸あたり150畝というのがおよその基準だったと考えられる。しかし、例外として、四川行省所轄の多くの軍民屯田のように、一人あたり17畝前後と極端に少ない地域もある。
- 9 史氏の動向と侍衛親軍諸衛との関係については、池内功「史氏一族とモンゴルの金国経略」(『中島敏先生古稀記念論集』(上), 1980年)、池内功「フビライ政権の成立とフビライ麾下の漢軍」(『東洋史研究』43-2, 1984年)、野沢佳美「モンゴル太宗定宗期における史天沢の動向」(『立正大学東洋史論集』1, 1988年)を参照。
- 10 “寶坻”については『経世大典』序録・屯田の記事から採録。
- 11 前掲、井戸一公「元朝侍衛親軍の成立」, pp. 46-47。
- 12 “保定”は、雄州より南西の保定路とも考えられるが、地理的に見て、益津と文安の間に位置する保定の方が妥当と思われる。
- 13 『元史』卷99・兵志・鎮戍・至元十五年(1278)十一月。
- 14 左・右欽察衛をはじめとする“色目衛”については、前掲、井戸一公「元代侍衛親軍の諸衛について」, pp. 56-59に詳しい。
- 15 『道園學古録』卷23句容郡王世績碑。なお、欽察衛の成立については、註14論文に加えて、太田彌一郎

- 「元代の哈刺赤軍と哈刺赤戸 - 「探馬赤戸」の理解に関して-」(『集刊東洋学』46, 1981年), pp.1-3も参照。
- 16 『元史』卷6世祖本紀・至元三年(1266)六月に次のように見える。  
 歸化民を徙して清州興濟縣に屯田し, 牛具を官給す。
- 17 『元史』卷13世祖本紀・至元二十二年(1285)八月丙寅には, モンゴル軍が清・滄・靖海に立屯したという記事が見られ, 『元史』卷100兵志・屯田の大司農司所轄の項には, 同年, 同地に廣濟署屯田が遷移してきたことが記されている。
- 18 『元史』卷135梓潼傳, 『元史』卷99兵志・宿衛。
- 19 『元史』卷28英宗本紀・至治二年(1322)五月戊子にも同様の記事が見られる。
- 20 『元史』卷99兵志・宿衛にもこれに対応する記事が見られる。  
 [至元]十六年四月, 揚州省新附軍二萬人を選び, 侍衛親軍に充つ, 併びに其の妻子, 遷して京師に赴かしむ。
- 21 例えば, 『元史』卷21成宗本紀・大德九年(1305)十月には河南の芍陂・洪澤屯田萬戸府の事例が, 許有壬『至正集』卷57張公神道碑には大德年間における德安軍民屯田の事例が見られる。
- 22 大元ウルスの屯田のうち腹裏に置かれていたものは, 樞密院所轄のほか, 腹裏所轄, 大司農司所轄および宣徽院所轄の一部である。『元史』卷100兵志・屯田のデータをもとに集計すると, その田地の総計は42061.55頃。大元ウルス全体で176631.41頃であったから, 腹裏に設置された屯田は全体の約23.8%, すなわち四半近くを占めていたことになる。なお, 各所轄屯田の割合については, 前掲, 拙稿「大元ウルスの河南江北行省軍民屯田」, p.23, グラフ1も参照。
- 23 『通制条格』卷7軍防に,  
 至元二十六年(1289)八月, 樞密院の議擬せる禁約諸軍例内の一款に, 「内外の諸軍に役する所の屯田の軍人は, 自來, 且つ耕し且つ戦う。本管の官吏, 王事を以て念と爲さず, ただ農夫より一例に老幼或いは驅丁を濫収して應當することを恐る。如し調遣に遇い, 点覈し得て, もし執役に堪えざるの人あれば, かならず當該の官吏は治罪し施行する。」と。  
 とあるように, 原則的には“調遣”すなわち軍人として派遣することを想定して屯田の成員は徴集されていた。
- 24 前掲, 陳高華・孟繁清等『中国屯墾史』中卷, p.315。
- 25 『元史』卷100兵志・屯田。
- 26 史料aには, 大同侍衛が中都威衛に改称されたのは至大四年(1311)のことと記されているが, 史料bのほか, 『元史』卷25仁宗本紀・延祐元年(1314)十一月乙卯, 『元史』卷86百官志などの記事から, 改称の正確な年代は延祐元年と考えられる。
- 27 軍戸については以下の諸編などを参照。大島立子「元朝漢民族支配の一考察-軍戸を中心として-」(『史論』23, 1970年)。太田弥一郎「元代の漢軍戸とその農業生産」(『集刊東洋学』31, 1974年)。陳高華「論元代的軍戸」(『元史論叢』1, 1982年)。大島立子「モンゴル政権の漢人支配」(『モンゴルの征服王朝』第二編, 大東出版社, 1992年, pp.184-203)。
- 28 『経世大典』序録に次のような記事が見える。  
 既に中原を平らげ, 民を發して卒と爲す, 漢軍と曰う。或いは貧富を以て甲乙を爲し, 戸ごとに一人を出すを, 獨戸軍と曰い, 二三を合して一人を出せば, 則ち正軍戸と爲し, 餘は貼軍戸と爲す。

(1999年10月12日受理)